

令和5年3月8日

厚生労働省

子ども家庭局長 藤原 朋子 殿

公益社団法人 日本看護協会

会長 福井 トシ子



令和6年度予算・政策に関する要望書

近年、35歳以上の高齢出産の増加に伴い、リスクの高い妊産婦が増加しています。また、育児の孤立化による産後うつや子どもへの虐待等の問題も山積しています。出生数の減少もますます進んでおり、子どもを産み育てやすい環境の整備が求められています。

このように母子を取り巻く環境が変化する中、令和元年には「母子保健法の一部を改正する法律」が成立し、産後ケア事業が法制化され、市町村は事業実施に努めることとする規定が盛り込まれました。しかし、令和4年1月の総務省による「子育て支援に関する行政評価・監視－産前・産後の支援を中心として－結果報告書」において、産後ケア事業の実施状況には地域格差があることが明らかになっています。

また、「子ども家庭庁」の創設に伴い、各府省庁に分かれている子ども政策に関する総合調整権限が一本化されますが、安心・安全・快適に子どもを産み育てるための環境を整備するためには、医療、福祉、教育、福祉等における施策の相互調整を図る必要があり、厚生労働省、文部科学省、その他関連府省との連携が欠かせません。

すべての母子が、適時・適切な支援を切れ目なく受けることのできる政策の実現に向け、健康と生活支援双方の視点を持つ看護系技官の配置が必要であり、省庁の垣根を超えた連携・調整を行うためには少なくとも課長級とすることが必要です。

以上から、令和6年度予算案の編成にあたっては、特に以下の事項につきまして、必要な施策の実現を図られますよう、格別のご高配を賜りますよう要望します。

重点要望事項

- 「産後ケア事業」のさらなる活用推進
- 母子の健康関係施策を調整する課長級の看護系技官の配置

1. 「産後ケア事業」のさらなる活用推進

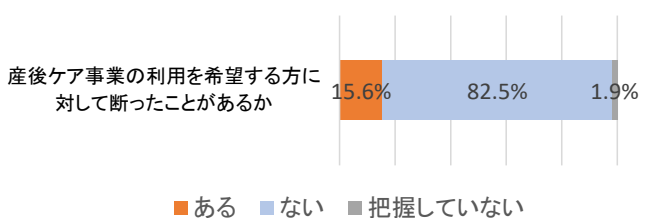
● 出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を構築するためには、「産後ケア事業」のさらなる活用推進が欠かせないため、

- 市町村への補助金を増額されたい。
- 利用を希望する母子が当該事業を通して支援を受けられることができるよう、仕組みを検討いただきたい。
【例】母子健康手帳交付時の妊産婦健康診査受診券とあわせて産後ケア事業利用券を発行するなど

産後ケア事業のさらなる活用に向けた取組みが必要

産後ケア事業の利用を希望する方に対して利用を断った経験が市区町村の15.6%にある。

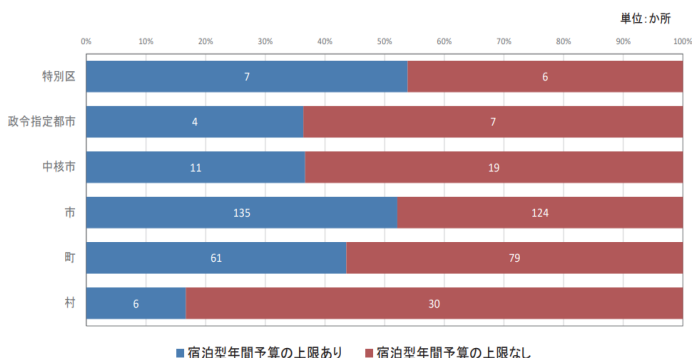
産後ケア事業の利用を希望する方に対して断ったことがあるか



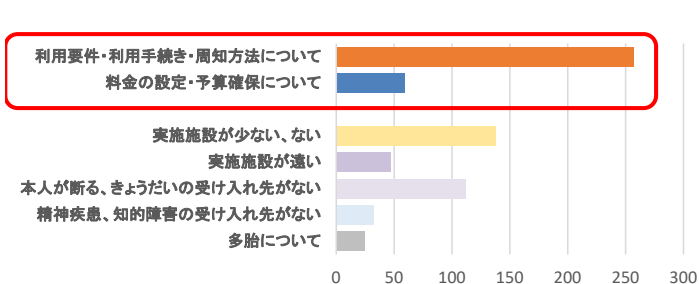
出典:「産後ケア事業の利用者に関する調査研究事業 報告書」(厚生労働省) (<https://www.mhlw.go.jp/content/000694012.pdf>)を加工して作成

市区町村における産後ケア事業実施の課題には財源の確保がある。

産後ケア事業(宿泊型)年間予算の上限の有無



産後ケア事業を実施する中で、課題と感じていること



出典:「産後ケア事業の利用者に関する調査研究事業 報告書」(厚生労働省) (<https://www.mhlw.go.jp/content/000694012.pdf>)

出典:「産後ケア事業の利用者に関する調査研究事業 報告書」(厚生労働省) (<https://www.mhlw.go.jp/content/000694012.pdf>)を加工して作成

2. 母子の健康関係施策を調整する課長級の看護系技官の配置

- 「こども家庭庁」に、母子の健康に関する様々な施策を総合的に調整する課長級の看護系技官を配置されたい。

- ・母子の健康に関する施策は、複数の省庁にまたがっている。
- ・成育基本法や母子保健法の一部改正等により求められている「切れ目ない支援体制」の実現に向けて一体的に対応するためには、「こども家庭庁」と厚生労働省の周産期医療、女性の健康や労働安全衛生、文部科学省の学校保健、健康教育など関連部門と連携を図る必要がある。
- ・こうした施策についての連携・調整の担当には健康と生活支援の双方の視点を持つ看護系技官が適任であり、省庁の垣根を超えた連携・調整を行うためには少なくとも課長級とすることが必要である。

母子の健康に関する施策を調整する看護系技官の配置イメージ

